

改 訂 後

\* 令和 5 年 6 月 9 日改訂

1 3 (公財) 長野県下水道公社	
改 革 方 針	自立的な運営
主な見直し・ 対応予定	平成 24 年度 県流域下水道終末処理場のうち 1 つの処理場で、試行として発注及び評価・監視等下水道管理者の業務を県が行い、その他の業務については民間事業者が行う。 平成 26 年度末 県職員派遣を廃止 平成 27 年度 全ての流域下水道終末処理場で本格的に実施 <b>令和 5 年度 水道分野に事業拡大</b>
団体の位置づけ ・改革の理由 と具体策	当公社は、県流域下水道終末処理場の維持管理業務並びに市町村の公共下水道管渠の工事設計・施工監理及び終末処理場の維持管理業務を実施して <b>きた</b> 。 終末処理場の維持管理業務については、民間委託業務に係る積算や運転操作の監督（運転操作については再委託）、水質管理等下水道管理者である県や市町村が民間に任せられない業務を代行して <b>きた</b> 。 従来公社の管理職ポストの多くを県派遣職員等が占めていたが、プロパー職員の登用を図り、団体としての自立性を高めていくことが必要であることから、公社は「公社自立へのアクションプラン」に基づきプロパー職員の育成を進め、平成 26 年度末には県職員の派遣を廃止するなど公社のスリム化と自立化を図 <b>ってきた</b> 。 平成 24 年度から諏訪湖流域下水道終末処理場における試行を経て、平成 27 年度からは全ての処理場において、県が直接民間事業者が発注し、その運転操作の評価・監視業務についても県が直接行 <b>っている</b> 。 <b>このため、県は公社に代わる流域下水道の管理体制を整備し、公社から県に技術移転を進めてきた</b> 。 一方、専門技術職員を単独で配置できない市町村の要請を踏まえ、今後とも公社は、市町村の下水道管渠の工事設計・施工監理、処理場の運転管理などの支援を継続していく <b>とともに、同様に市町村から要請が強い水道分野の技術支援にも事業を拡大する</b> 。 なお、平成 25 年 4 月に公益財団法人へ移行した。
改革実施による効果	・プロパー職員の管理職ポストへの登用 ・公社内における創意工夫の発揮と団体の自立 ・専門性を活かした <b>市町村</b> への支援の充実 ・流域下水道における民間活力のさらなる利用と維持管理費の削減
改革実施における留意点	・流域下水道管理に従事している公社プロパー職員の処遇に <b>配慮</b> ・流域下水道関連市町村の <b>理解と協力</b> ・WTO協定に基づく国際入札による地域経済への影響について <b>配慮</b> ・ <b>市町村等に対する水道事業への支援について企業局と調整し対応</b>

現 行

\* 令和 2 年 2 月 1 2 日改訂

1 3 (公財) 長野県下水道公社	
改 革 方 針	自立的な運営
主な見直し・ 対応予定	平成 24 年度 県流域下水道終末処理場のうち 1 つの処理場で、試行として発注及び評価・監視等下水道管理者の業務を県が行い、その他の業務については民間事業者が行う。 平成 26 年度末 県職員派遣を廃止 平成 27 年度 全ての流域下水道終末処理場で本格的に実施
団体の位置づけ ・改革の理由 と具体策	当公社は、県流域下水道終末処理場の維持管理業務並びに市町村の公共下水道管渠の工事設計・施工監理及び終末処理場の維持管理業務を実施している。 終末処理場の維持管理業務については、民間委託業務に係る積算や運転操作の監督（運転操作については再委託）、水質管理等下水道管理者である県や市町村が民間に任せられない業務を代行している。 従来公社の管理職ポストの多くを県派遣職員等が占めていたが、プロパー職員の登用を図り、団体としての自立性を高めていくことが必要であることから、公社は「公社自立へのアクションプラン」に基づきプロパー職員の育成を進め、平成 26 年度末には県職員の派遣を廃止するなど公社のスリム化と自立化を図る。 さらに、平成 24 年度から諏訪湖流域下水道終末処理場における試行を経て、平成 27 年度からは全ての処理場において、県が直接民間事業者が発注し、その運転操作の評価・監視業務についても県が直接行う。 以上の方針を具現化するため、県は公社に代わる流域下水道の管理体制を整備し、公社から県に技術移転を行う。 一方、専門技術職員を単独で配置できない市町村の要請を踏まえ、今後とも公社は、市町村の下水道管渠の工事設計・施工監理、処理場の運転管理などの支援を継続していく。 なお、平成 25 年 4 月に公益財団法人へ移行した。
改革実施による効果	・プロパー職員の管理職ポストへの登用 ・公社内における創意工夫の発揮と団体の自立 ・専門性を活かした県・市町村への支援の充実 ・流域下水道における民間活力のさらなる利用と維持管理費の削減
改革実施における留意点	・流域下水道管理に従事している公社プロパー職員の処遇に配慮する。 ・流域下水道関連市町村の理解と協力を求める。 ・WTO協定に基づく国際入札による地域経済への影響について配慮する。